

(別添2)

国土建第249号

平成24年2月9日

各都道府県主管部局長 殿
各指定都市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設業課長

受注者の除排雪対策への協力に対する配慮について

今般の日本海側を中心とした豪雪状況にかんがみ、除排雪作業を優先的に行うことが必要となっていますが、除排雪作業の円滑な実施に当たっては、建設企業が除排雪対策に協力しやすいよう発注者としても配慮が必要と考えております。

つきましては、発注者として講じていただきたい事項を下記のとおりまとめましたので、貴都道府県においてご了知いただくとともに、管内の市区町村に対しても、周知をお願いします。

記

1 工事の一時中止命令について

公共工事の請負契約については、これまでも、公共工事標準請負契約約款の活用をお願いしているところですが、同約款第20条第2項においては、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができることとされています。

当面の除排雪作業の実施には、建設企業の協力が不可欠であることから、貴都道府県及び貴都道府県管内の市区町村が発注した工事において、受注者から除排雪作業への優先的な協力に伴って生じる工事の一時中止等について、相談、協議等があった場合には、柔軟に対応していただくとともに、当該工事に対する措置に応じて適切に対応していただきますようお願いいたします。

2 地域維持事業に係る経費の積算の適正化について

「地域維持事業の実施に要する経費における適切な費用計上について」（平成23年10月25日付け国土入企第21号）により、建設企業が実際に要する経費を適切に積算に盛り込む措置を講じていただくようお願いしているところですが、引き続き適切に措置を講じていただきますようお願いいたします。

3 地域維持型契約方式について

「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成23年8月25日付け総行第126号、国土入企第14号）において、地域維持事業の担い手の実情を調査するよう要請しているところですが、担い手確保が困難となるおそれがある場合には、地域維持型契約方式をご活用いただくとともに、「共同企業体の在り方について」（最終改定平成23年11月11日国土交通省中・建審第1号）及び「地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」（平成23年12月9日付け国土入企第26号）を参考として、事業の担い手として地域維持型建設共同企業体をご活用いただきますようお願いいたします。